

第 12 号

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成25年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「もの」の次に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。